

2017年10月16日

企業会計基準委員会 御中

ダイハツ工業株式会社

## 『収益認識に関する会計基準（案）』等の公表』に対する意見について

今般、貴委員会から平成29年7月20日に公表されました『収益認識に関する会計基準（案）』等の公表』について下記のとおり意見を取りまとめましたので、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 本会計基準案等に対する意見

適用指針(案)第69項から第71項および第138項に対応して設例32有償支給取引が挙げられているが、支給品に対する支配が実質的に支給先に移転しており、金融取引としての性質を有していない有償支給取引にまで求められるのは、適切ではないと考える。

## 2. 有償支給取引の経済的実態に基づく考察

支給品については、所有権および危険負担は支給先に移転しており、生産管理（生産時期決定、在庫数量管理、品質管理等）および加工後の支給品供給に係る主たる責任を有し、指示する能力を有している。

## 3. 実務上の困難性について

支給品引渡し後も引続き自社の資産として管理しなければならないとすると、支給品が多岐に渡るため、有償支給先を全て管理することは実務上困難である。特に支給元の資産として棚卸が必要となり膨大な工数がかかる。また、棚卸しの日程により決算の遅れに繋がる可能性がある。

## 4. まとめ

有償支給についてはIFRS15号買戻し契約における融資契約には該当しないと考えるとともに、支給品の全数買い戻すことが契約上約束されていないこと、経済的実態が支給先への引渡し時に移転していること等より設例32の会計処理を行うことは実態を適切に反映しないと考える。

会計基準(案)91. 我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目としてもご検討いただきたい。

以上